

平成29年6月5日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

平成29年6月5日

2. 被処分者

男性・50才代

3. 処分の内容

減給（平均給与日額の2分の1）

4. 事案の概要

上司の職務上の命令に従わないこと並びに職務に専念する義務を怠ったことによる
服務違反を繰り返し行ったもの。

問合せ先
経営企画部労務対策課
電話 045 - 227 - 2640（直通）